

中国における食品に関する表示規制法

The regulation of food label and advertisement in China

陳 肖盈

桐蔭横浜大学大学院法学研究科

2009年9月15日 受理

本稿では、中国と日本の表示規制法の比較研究の一環として、最近整備されつつある中国の食品に関する表示規制法について、日本のそれと比較しながらその特徴を紹介する。

第一章 表示および表示規制の必要性

一 表示の定義

表示とは、「消費者の商品または役務の識別に資するため、事業者が自己の提供する商品または役務の内容、取引条件など取引に関しての情報を提供する行為をいう」¹。表示には、①商品自体もしくは容器・包装に記載されるもの、②取り扱い説明書など商品とともに消費者に交付されるもの、③店頭広告やセールスマンの説明などのように購買時に消費者に提供されるもの(以上を「狭義の表示」という)のほか、④テレビ広告や新聞折り込み広告などのように情報提供時と消費者の購買行動との間に時間的な差があるもの(広告)を含む。本稿では、「狭義の表示」と「広告」とを合わせたもの(広義の表示)を議論の対象にする。

二 消費者にとっての表示の必要性

消費者は商品・役務(以下「サービス」という)の購入にあたっては、多種多様な商品・サービスの内容、取引条件などを識別し、最適なものを選択した後、それを購入し、消費することになる。消費者がその知識や経験から商品・サービスの内容、取引条件などを容易に識別できる場合には、商品自体が表示の役割を果たすだけで十分なので、特に事業者が情報を表示することは必要ではない。しかし、消費者が内容や取引条件などを、経験だけでは識別できない場合には、適切な選択・購買が不可能となるので、消費者は適正な消費活動を行うために内容や取引条件について情報を持っているものからの情報提供が必要である。したがって、このように、現在社会では、消費者が、安全かつ適正な消費活動を行うためには、表示はなくてはならないものである²。

三 事業者にとっての表示の必要性

売り手と買手間の情報格差が大きく、消費者が商品だけからではその内容を識別できない場合には、消費者は商品を購入しようとは

Chen Xiaoying :Department of Law, Faculty of Law, Tooin University of Yokohama, 1614 Kurogane, Aoba-ku, Yokohama 225-8502

思わないであろう。したがって、事業者は商品・サービスを販売して事業者として存続・発展するためには、消費者が商品・サービスの内容および取引条件を識別できるような表示をすることが必要となる³。

四 表示規制の必要性

商品・サービスの内容および取引条件について、その表現方法の如何を問わず、事実を適正に表現していないため、消費者がその内容・取引条件などについて事実を誤認するような表示をすべて不適正表示と総称する⁴。事業者が、供給する商品・サービスの内容について最終的な利用者となる消費者に選択してもらうため当該商品・サービス内容について説明することは、自由主義経済市場に参加する事業者の当然の責任である。しかし、すべての事業者がその責任を認識して事業活動を行うわけではなく、適正な表示をする場合よりも事業者の得る利益が大きいため、事実をありのまま伝えない不適正な表示を行う事業者も少なくない。消費者が信頼できる表示か否かを区別することができないと、消費者は表示による情報を信頼することができないため商品・サービスの選択の手がかりを失い、事業者は消費者に自己の商品・サービスについて知ってもらう手段を失う⁵。消費者にとっても、事業者にとっても、表示の適正化を図るため、公権力による規制が必要とされる。

五 食品表示規制の必要性

表示規制の対象は、すべての商品・サービスであるが、本稿では、このうち消費者に最も身近な商品である食品に関する表示規制法について述べる。

食品表示は、消費者が自分のニーズにあった食品を選択するにあたって、必要な情報を得るためのツールとして、食品の安全や消費者の安心を保証する情報を提供するもので、消費者と事業者の信頼をつなぐものであって、事故が生じた場合には、その原因の究明

や製品の回収などの措置を迅速かつ的確に行うための手がかりともなる⁶ものである。消費者にとって、食品表示は、その食品の品質を判断し選択する上で、なくてはならないものである。事業者は、消費者の健康に直接影響を及ぼす「食べもの」を扱うことに対する社会的な責任を認識し、食品表示の意義を理解した上で、事業者活動を行っていく必要がある。しかし、外部から食品表示の偽装を見破るのは極めて困難であり、食品関連企業は偽装によって容易に不正な利益を手にすることができるため、食品の不適正な表示を行う事業者は跡を絶たない。食品の不適正な表示を排除するためには、食品表示規制が必要である。

第二章 中国における食品表示規制法

第一節 概況

中国における食品表示規制法には、食品の安全を保証するための「中華人民共和国食品安全法」（以下「食品安全法」という）、食品表示を規範化するための「食品表示管理規定」、「食品広告公布暫定規定」、「保健食品管理規定」、「新資源食品管理規定」と「農業遺伝子組換え生物表示管理規定」など（以下、これらを「食品表示規制法」という）のほか、広告活動を規範化するための「中華人民共和国広告法」（以下「広告法」という）、製品品質を監督管理するための「中華人民共和国製品品質法」（以下「製品品質法」という）、公正な競争を保護するための「中華人民共和国反不正当竞争法」（以下「反不正当竞争法」という）、製品表示を規範化するための「中華人民共和国製品表示記載規定」（以下「製品表示記載規定」という）がある。

以上を整理すると、表1のとおりである。

表 1 中国における食品表示規制

	行政規制	執行機関	施行日
一般的規制	広告法	国家工商行政管理总局	1995.2.1
	製品品質法	製品品質監督機関	1993.9.1
	反不正当竞争法	国家工商行政管理总局	1993.12.1
	製品表示記載規定	国家技術監督局	1997.11.7
食品表示規制	食品安全法	国务院衛生行政機関、国务院品質監督、工商行政管理および国家食品薬品監督管理機関	2009.6.1
	食品表示管理規定	国家品質監督検疫検査局	2008.9.1
	食品広告公布暫定規定	国家工商行政管理总局	1998.12.3
	保健食品管理規定	国务院衛生行政機関	1996.6.1
	新資源食品管理規定		2007.7.2
	農業遺伝子組み換え生物表示管理規定	国家農業機関	2002.3.20

第二節 食品表示に対する一般的規制

一 広告法

「広告法」は1994年10月27日、第8期全国人民代表大会常務委員会第10回会議において採決され、1995年2月1日から施行された。同法は、中国社会主義市場経済に関する重要な法律であり、消費者の保護ないし社会経済秩序の維持などの観点から、広告に関して総合的な規定・規制を行う。

1 規制概要

同法で、広告は、真実で合法的で（3条）、虚偽のない、消費者を誤解させないもの（4条）であるという広告の基準を定める。7条の広告禁止事項に、誇大宣伝または断定的な形容詞（例えば国家クラス、最高級、最良等の語句）の使用を禁止する。商品に性能、原産地、用途、品質、価格、製造者、有効期限あるいはサービスの内容、形式、品質、価格について表示があるとき、明確にかつわかりやすく記載すること（9条）。食品の広告表示について19条に、食品広告の内容は衛生

許可の事項と一致すること、および、医療用語あるいは薬品と混同しやすい用語の使用を禁止することを定める。

2 執行機関

県級以上の人民政府工商行政管理機関は広告の監督管理機関である（6条）。

3 執行手続

(1) 審査・監督

ラジオ、映画、テレビ、新聞、定期刊行物およびその他の媒体を利用した薬品、医療器械、農薬、動物用薬品等の商品の広告および法律・行政法規で審査が義務付けられているその他の広告については、広告掲出前に関連の法律・行政法規に従って関連行政主管部門が広告内容を審査しなければならない、審査を受けずに掲載してはならない（34条）。広告の監督管理機関である各級工商行政管理機関は、その管轄区内のあらゆる形式の広告に対して監督および管理の権限を有する。「広告管理条例」の規定により、新聞・雑誌、ラジオ、テレビ、映画、看板、ショーウィンドウ、印刷物、ネオンサイン等の媒体または形式により、中国国内で広告を掲載・放送、設置、

掲示する場合、いずれも広告管理機構の監督の範囲に含まれる。

(2) 法的責任

① 行政措置

虚偽宣伝を行う事業者に対して、当該広告の差し止め、訂正広告の実施を義務付け、広告費用相当額からその5倍の罰金を課し、また広告代理店に対して、広告収入の没収、また広告収入相当額からその5倍の罰金を課し、情状が重い場合は、営業の停止を命じる(37条)。食品の広告表示について19条に違反する場合、広告監督管理機関によって、責任のある広告主、広告代理店、広告媒体に対して是正あるいは停止を命じ、広告収入を没収し、また広告収入相当額からその5倍の罰金を課し、情状が重い場合は、営業を停止させる(41条)。

② 民事措置

同法規定に違反して、虚偽広告を公布して、消費者を欺き、あるいは誘引して、商品を購入あるいはサービスを受ける消費者の合法的な權益を損害する場合、広告主は法律によって民事責任を負う；広告代理店、広告媒体は事前に広告の虚偽性を知っているにも関わらず、広告を設計、制作、掲載する場合、法律によって連帯責任を負う。広告代理店、広告媒体は広告主の実際の名称、連絡先を提供することができない場合、すべての民事責任を負わなければならない(38条)。

③ 刑事措置

事業者は、同法7条、9条に違反し、犯罪を構成した場合、刑事責任を有する(37・39条)。

二 製品品質法

「製品品質法」は1993年2月22日、第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議において採決され、1993年9月1日から施行され、2000年7月8日第9期全国人民代表大会常務委員会第16回会議において改正された。同法は製品品質の監督管理の強化、製品品質の向上、製品品質の責任の明確化を

目的とし、製品の表示についても詳しく規定する。

以下では、同法による表示規制に関する規定を整理する。

1 規制概要

同法総則には、認証マーク等の品質標識の偽造あるいは盗用、原産地の偽造、他の製造者名称、所在地の偽造あるいは盗用などの行為を禁止する(5条)。

製品あるいは包装の表示は、真実であり、下記の要求に合致しなければならないと規定する(27条)。

- * 製品品質検査合格証明書を有する
- * 製品の名称、製造者の名称あるいは所在地を中国語で表示する
- * 製品の特徴あるいは使用要求により、製品の規格、等級、含有する主要成分の名称および含有量を明記する必要がある場合、中国語により表示し、消費者に事前に知らせるべき事柄は外側包装に明記し、または事前に消費者に関係資料を提出する
- * 使用期限のある製品は、目立つ位置に明確に製造年月日および安全使用期限または失効使用期限を明記する
- * 正しく使用しないと製品自身が容易に壊れるまたは人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品については、警告マークまたは中国語での警告説明を行う

無包装食品あるいは製品の特徴により表示が付けづらいその他の無包装製品については、製品表示を付さなくてもよい。

警告表示について、28条に、壊れやすい、燃えやすい、爆発しやすい、有毒・腐蝕性のある、放射性のある危険物および貯蔵・輸送中に倒してはならない、またはその他の特殊な要求のある製品については、その包装品質は必ず相応する要求に合致していなければならない、国の規定に基づき警告マークまたは中国語の警告説明を作成し、貯蔵・輸送中の注意事項を明記すると定める。また、原産地の偽装と製造者名の偽造あるいは盗用、認証マーク等の品質標識の偽造あるいは盗用はそれ

ぞれ 30 条と 31 条により禁止される。

2 執行機関

県級以上の人民政府工商行政管理機関は広告の監督管理機関である(6条)。國務院製品品質監督機関は全国の品質監督を主管する。國務院の関連機関は各自の職責の範囲内で製品の品質監督を担当する。県級以上の地方製品品質監督機関は本行政地域内での製品品質監督を担当する。県級以上の地方人民政府関連機関は各自の職責の範囲内で製品の品質監督を担当する。製品品質の監督機関について他の規定がある場合、関係法律によって執行する(8条)。

3 法律責任

(1) 行政責任

製品の原産地、他の製造者の名称を偽造あるいは盗用、認証マーク等の品質マークを偽造あるいは盗用した場合、是正を命じ、違法に製造・販売した製品を没収し、違法に製造・販売した製品の商品額と同額以下の罰金を併科する；違法所得がある場合、違法所得の没収を併科し、情状が重い場合は、営業許可書を取り上げる(53条)。また、製品の表示は、同法 27 条に違反する場合、是正を命じる；情状が重い場合、製造・販売の停止を命じた上、違法に製造・販売した製品の商品価値金額の 30%以下の罰金を併科する；違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する(54条)。広告の中で製品の品質に対して虚偽の宣伝を行い、消費者を欺瞞・誘引した場合、「広告法」の定めに基づき法的責任を追及する(59条)。

(2) 民事措置

製品の内容が表示の内容と一致しない場合、販売者は修理、交換、返品する責任を負わなければならない；製品を購入した消費者に損害をもたらした場合、販売者は損害を賠償しなければならない(40条)。

(3) 刑事措置

表示の違法行為については、刑事責任を問わない。

三 反不正当竞争法

不正当竞争を防止するため、中国は独占禁止法に先立って「反不正当竞争法」を制定し、1993年12月1日から施行している。

以下では、同法による表示規制に関する規定を整理する。

1 規制概要

反不正当竞争法は、「事業者が本法の規定に違反し、他の事業者の合法的権利と利益を侵害し、社会経済秩序を撓乱する行為」を不正当竞争行為として禁止している(2条2項)。具体的には、行政独占(7条)、入札談合(15条)、商業賄賂(8条)、商業秘密侵害(10条)など11の行為である。このうち表示に関するものは不正当竞争行為、商標盗用等(5条)および虚偽広告(9条)の2行為である。以下、この2行為について説明する。

(1) 商標盗用等

同法第5条は、以下のような商標の盗用や虚偽表示等による商品を誤認させる行為を禁止している。

- * 他人の登録商標の盗用
- * 周知商品に特有の名称・包装・装飾を無断で使用し、または周知商品に類似の名称・包装・装飾を使用して、周知商品と混同させ、事業者によるその周知商品であると誤認させる行為
- * 他人の企業名称または名の無断使用による事業者による他人の商品と誤認させる行為
- * 商品の認証標識または優良標識等の品質標識の偽造または盗用、生産地の虚偽表示、商品の品質を誤認させるような虚偽表示

(2) 虚偽広告

反不正当竞争法第9条は、以下のような虚偽広告行為を禁止している。

- * 事業者が広告その他の手段で商品の品質・製造成分・性能・用途・製造者・有効期限・原産地等に関する虚偽または欺瞞的情報によりユーザに誤認させるような行為
- * 広告事業者が虚偽広告と知りながらまたは知りすべきである状況の下で、それを代理・設計・作成・公布する行為

2 執行機関

反不正競争法は、「各級の人民政府が、措置を講じて不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境と条件を作り上げなければならない。県級以上の人民政府工商行政管理機関が、不正競争行為に対して監督・検査を行う。法律または行政法規が、その他の機関が監督・検査を行うと規定する場合、当該規定に従う」(3条)と規定し、また、「県級以上の監督・検査機関が、不正競争行為に対して監督・検査することができる」(16条)。

3 執行手続

(1) 調査手続

県級以上の監督検査機関は、反不正競争法に基づき、検査証明書を提示した上で、①事業者その他の利害関係者への質問および資料の提供の要求、②証拠資料についての調査・質問、およびこれらの複製の作成、③職権を用いて不正競争行為を監督・検査する(16～18条)。

(2) 法的責任

不正競争行為を行った者の法的責任を追究するため、反不正競争法には、行政措置、民事措置および刑事措置が置かれている。

① 行政措置

行政責任の措置としては、違法行為の差止め命令(21、23～26条)、違法所得の没収(21～24条)、制裁金の徴収(21～28、30条)、営業免許の取消(21条)、影響の除去(24条)、是正命令(30条)が用意されている。

② 民事措置

事業者は、反不正競争法に違反し、被害者に損害を与えた場合、損害賠償責任を有する。賠償額は、被害者の損害額である。損害額の算定が困難な場合、侵害者が侵害期間に侵害により得た利潤とする。さらに、侵害者が、被害者の当該不正競争行為の調査のための費用を負担する(20条第1項)。被害者は、不正競争行為により損害を受けた場合、裁判所に損害賠償請求訴訟が提起できる(20条2項)。

③ 刑事措置

事業者は、反不正競争法5条、8条に違反し、犯罪を構成した場合、刑事責任を有する(21・22条)。

四 製品表示記載規定

製品表示をより一層規範化し、企業が製品表示を正確に記載するよう導き、製品の品質情報を明示し、企業、顧客、消費者の合法的な權益を守るため、「製品品質法」などの法律、法規の規定に基づき、国家技術監督局により「製品表示記載規定」が制定され、1997年11月7日に公布・施行された。同規定2条では、製品表示を「製品およびその品質、数量、特徴、特性および使用方法を識別するために用いられる各種表示の総称である」と定義する。製品表示は文字、記号、数字、図案およびその他の説明物をもって表示することができる。

1 規制概要

同規定は、製品に表示の記載を必須であると定めている。しかし、包装のない食品およびその他の製品の特徴によって表示を付けることが困難な場合、表示をしなくてもよい。

以下では、同規定による各表示規制を整理する。

(1) 表示の記載(5条)

製品または製品販売用包装の最大の表面積が 10cm^2 を下回る場合は、製品または製品販売用包装に製品名、製造者名称のみを記載すること。使用期限のある製品については、製造年月日および安全使用期間または有効期限を記載すること。

(2) 使用文字(6条)

製品表示に使用する文字は、標準的な中国語であること。同時に、中国語のピンインまたは外国語を使用することができるが、ピンインまたは外国語は、これに対応する中国語より小さいこと。表示に使用する漢字、数字、表音文字は、その字の高さが 1.8mm 以上であること。

(3) 製品名(8条)

製品名は製品の真の属性を表すと同時に、下記の要求にも合致すること。

* 国家基準、業界基準に製品名に関する規定がある場合は、国家基準、業界基準の規定に基づいて名称を使用すること。

* 国家基準、業界基準に製品名に関する規定がない場合は、顧客、消費者に誤解および混同を引き起こすことのない常用名称、俗称を使用すること。

* 「奇異な名称」⁷や「商標名」⁸を表示するときは、同じところで前記2事項に規定する名称のいずれかを明確に記載すること。

(4) 製造者の名称と連絡先 (9条)

製造者の名称と連絡先は、法に従い登録され、製品品質を引き受けることのできる製造者の名称と連絡先であること。

輸入品について、原産者の名称と連絡先を表示しなくてもよいが、中国で登録した当該製品の原産地(国・地区、以下同じ)および代理人、輸入者または販売者の名称と連絡先を記載すること⁹。また、以下の情況のいずれかに該当する場合、規定に従い明記すること。

* 法により独立して法的責任を負う集団会社またはその子会社は、製造する製品にそれぞれの名称と連絡先

* 法により独立して法的責任を負うことができないグループ会社の支店またはグループ会社の製造拠点は、その製造する製品にグループ会社および支店または製造拠点の名称と連絡先、あるいはグループ会社の名称と連絡先

* 契約または協議の約定に基づき相互協力を行うが、それぞれ独立して経営を行う企業は、製品にそれぞれの製造者の名称と連絡先

* 委託を受けた企業が委託者のために製品を加工し、かつ、対外販売を担当しない場合、委託者の名称と連絡先

* 中国に事務所を設立した外国企業は、中国で登録した当該事務所の名称と連絡先

(5) 原産地 (18条)

本規定にいう原産地とは、製品の最終的な製造地、加工地または組立地である。製品の原産地が真実で、行政区分の地域概念に基づいて記載すること。

(6) その他の事項

前記の項目以外、1) 製品が国家基準、業界基準あるいは登録した企業基準による製品標準番号(11条)、2) 製造許可書の標識および番号(13条)、3) 製品の規格、等級、数量、内容量、成分および含有量(14条)、4) 警告表示あるいは中国語での警告説明(16条)、5) 性能、構造および使用方法が複雑で、取付け、使用しにくい製品の取付け、メンテナンスおよび使用方法の説明(17条)、6) 認証マークを取得した製品にそのマークと取得時期および有効期間(19・20条)などの記載が要求される。

2 執行機関

本規定の解釈運用は、国家技術監督局によって行われる(26条)。執行手続と罰則についての定めはない。

第三節 食品表示に対する規制

一 食品安全法

1 制定経緯

食品の安全は、民衆の健康および生命の安全と直接関連するとともに、国家の健全な発展、社会の安定にも関係する。中国はかねてから食品の安全を非常に重視してきた。改革開放初期の1982年に、全国人民代表大会常務委員会は、まず「食品衛生法(試行)」を制定し、その試行経験を踏まえて、1995年に「食品衛生法」を制定した。同法は、食品安全の保護、食源性疾病の予防・制御、民衆の健康の保障に対して積極的な役割を果たしてきた。

同法施行後2009年に後述の食品安全法が制定されるまでの14年間は、ちょうど中国の社会体制変革と改革開放の肝心な時期であった。アヒルの卵の卵黄をより赤く見せるため食品添加物スーダンレッドを混入させ

た上、有名な卵メーカー「白洋淀」と名乗って販売した2006年の「赤い卵黄事件」、冷凍ギョーザに添加物のメタミドホスを混入させて中国国内と日本で中毒患者を数多く発生させた2007年の「冷凍ギョーザ中毒事件」、粉ミルクにメラミンを混入させ飲んだ子供を多数死亡させた2008年の「三鹿集団粉ミルク事件」など食品安全事件が相次ぎ、食品安全確保や監督管理制度の欠陥が次々と表面化した。これらの問題を解決するため、食品衛生法の代わりに食品安全法が制定された。

2 規制概要

食品安全法は、食品の安全性の確保のための規定とともに、食品の安全性を確保するための食品の表示規制に関する規定も含まれている。以下では、同法による食品の表示規制に関する規定について述べる。

(1) 食品安全基準 (20条)

食品安全基準には、食品安全と栄養に関するラベル・表示・説明書の内容について定めること。

(2) 表示のない食品製造・販売の禁止 (28条)

表示のない事前包装食品の製造・販売を禁止すること。

(3) 表示事項 (42条)

事前包装食品の表示には下記の事項を含むこと：①名称、規格、内容量、製造年月日、②成分あるいは原材料、③製造者の名称、所在地、連絡先、④保存期限、⑤製品標準番号、⑥保存方法、⑦使用される食品添加物の国家基準での通用名称、⑧製造許可書番号、⑨法律・法規あるいは食品安全基準の規定によるその他の必須表示事項。

乳児・幼児あるいは他の特定消費者に提供する特別用途食品には、栄養成分量と内容量も表示すること。

(4) 食品添加物 (47条)

食品添加物の表示と説明書には、本法42条に規定する事項および食品添加物の使用範囲、用量、使用方法を記載した上、表示に「食品添加物」と記載すること。

(5) 表示の内容 (48条)

- * 食品および食品添加物の表示・説明書に、虚偽・誇大の内容、疾病の予防、治療効能に関する内容を含んではならない。
- * 生産者は表示・説明書に記載される内容に責任を負わなければならない。
- * 食品および食品添加物の表示・説明書は明確で読みやすくなければならない。
- * 食品および食品添加物の表示・説明書に記載される内容が事実と一致しない場合は市場で販売してはならない。

(6) 特定保健効能食品 (51条)

特定保健効能があると称する食品は、その表示、説明書に、虚偽・誇大の内容、疾病の予防、治療効能に関する内容を含んではならず、内容が真実でなければならない。

適用対象、不適用対象、効能または効果、あるいは代表的な成分および分量を記載しなければならない。

製品の効能と成分が必ず表示・説明書の内容と一致しなければならない。

(7) 輸出入食品 (66条)

- * 輸入の事前包装食品には中国語の表示、中国語の説明書を付けなければならない。
- * 表示、説明書は本法および中国の他の法律、行政法規の規定または食品安全国家基準の要求に合い、食品の原産国および中国境界内での代理者の名称、所在地、連絡先を記載しなければならない。
- * 事前包装食品に中国語の表示、中国語の説明書がない、あるいは表示と説明書が本条の規定と不一致の場合、輸入してはならない。

3 執行機関

食品安全法の執行機関は、衛生部、品質監督検査検査局、工商行政管理局および食品藥品監督管理局の5部局であり、それぞれの責任分担を明確にしている。國務院衛生行政部門は食品安全の総合調整を行い、食品安全のリスク評価、食品安全基準の制定、食品安全情報の公表、食品検査機関の資格認定条件と検査規範の制定、そして食品安全重大事件の

調査・処分を担当する。県級以上の地方人民政府は、本行政区域の食品安全監督管理を統一に担当、指導、組織、協調して、健全な食品安全監督管理システムを作るよう義務付けられ、管轄地域内の食品安全重大問題を直ちに上級機関に報告しなければならない。

4 執行手続

(1) 調査手続

県級以上の品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は各自の食品安全監督管理職責を履行して、以下の措置を講ずる権限を有する(77条)。

- * 生産経営現場への立ち入り検査の実施
- * 食品に対するサンプリング調査
- * 契約、手形、帳簿およびその他の関連資料の調査、複写
- * 食品安全基準に適合しないことが明らかな食品、違法に使用された食品原材料・食品添加物・食品関連製品および違法な製造・販売に用いられた、または汚染された器具や設備の密封保存および差押え
- * 不法に食品の生産経営活動が行われた場所の差押え

県級以上の衛生行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は問合せ、苦情の訴え、告発を受けるとき、当該部門の職責範囲内のことを受理して、速やかに回答・確認・処理をする。当該部門の職責範囲以外のことを書面通知で該部門に引継ぐ。処理権限のある部門は、回避せず速やかに処理する。

(80～81条)。

2 法的責任

違反行為を行った者の法的責任を追及するため、食品安全法には、行政措置、民事措置と刑事措置が置かれている。

(1) 行政措置

食品、食品添加物に表示はない、あるいは表示と説明書が本法の規定に違反する場合、関連主管部門は各自の職責分業によって、違法収入、違法食品、食品製造用の設備、原材料などを没収する。商品総額が1万元未満の場合、2000元以上5万元以下の罰金を科す

が、総額が1万元を超える場合、商品総額の2倍以上5倍以下の罰金を科す。被害が大きな場合、製造・営業の停止を命じ、許可書を取り上げる(86条)。製造する食品・食品添加物の表示あるいは説明書に疾病の予防、治療効果を宣伝する場合、関連主管部門は各自の職責分業によって、是正を命じ、警告を発する。是正を拒否する場合、製造・営業の停止を命じ、許可書を取り上げる(87条)。食品安全監督管理部門あるいは食品検査の職責を担当する機構、食品業協会、消費者協会は、広告あるいはその他の方式で、消費者に食品を推薦する場合、関連所管部門によって違法収入を没収し、直接責任のある管理者とその他の直接責任者に大過失記録処分¹⁰、降格あるいは解任の処分をする(94条)。但し、製造経営者の同一違法行為に対して、二度以上罰金の行政処分を科してはいけぬ。犯罪の嫌疑がかかる場合、公安機関に移送する(81条)。

(2) 民事措置

食品安全法の規定に違反して、人身、財産あるいはその他の損害をもたらした場合、損害賠償責任を請求する。消費者は損害賠償を請求するほか、生産者あるいは販売者に10倍の賠償金を請求することができる(96条)。民事賠償責任と罰金を科され、同時に支払いできない場合、民事損害賠償責任を優先する(97条)。

(3) 刑事措置

犯罪にいたる場合は、刑法によって刑事責任を追及する(98条)。

二 食品表示管理規定

食品表示管理規定は、食品表示の監督管理を強化して、食品表示を規範化し、品質誤認を防止するため、2007年7月24日に国家品質監督検査検疫総局による制定され、2008年9月1日から施行された。

食品表示管理規定では、食品表示は、食品あるいはその包装に貼られ、印刷され、表示される食品の名称、品質の等級、内容量、食

用あるいは使用方法、生産者あるいは販売者等関連情報の説明に使われる文字、記号、数字、図案およびその他の説明の総称であると定義されている（2条）。中国国内で製造（バラ積みを含む）・販売される食品の表示と管理は、同規定の規定対象となる（1条）。

1 食品表示の内容（5条）

（1）食品あるいはその包装に表示を付すること（但し、法律あるいは行政法規規定で定める表示しなくてよい食品は適用除外）。表示の内容は真実で正確で分かりやすくしなければならない。

（2）食品の名称（6条）

食品の名称は食品の真実な属性を表し、下記の要求と合致しなければならない。

- * 国家基準あるいは業界基準に食品の名称に関する規定がある場合、国家基準あるいは業界基準によって名称を決めること
- * 国家基準、業界基準に食品名称に関する規定がない場合、顧客、消費者に誤認および混同を引き起こさない常用名称、俗称を使用すること
- * 「新創な名称」「奇異な名称」「音訳名称」「屋号名称」「地方俗語名称」あるいは「商標名称」に、食品の属性を誤認されやすい文字あるいは表現がある場合、その名称の近くに前2項による名称あるいは分類（類属）名称を表示すること
- * 2種類あるいは2種類以上の食品から物理的方法で混合された外見的に均一で分けられない食品は、その名称に混合属性と分類（類属）名称を表示すること
- * 動植物を原材料として、特定の加工技術を用いて作られた、他の生物の個体、器官等の特徴を模倣する食品は、その名称の前に、「人造」「倣」あるいは「素」など文字を付け、そして当該食品の分類（類属）名称を表示すること

（3）製造者の名称・連絡先（8条）

製造者の名称・連絡先は、法に従い登録され、製品品質を引き受けることのできる製造者の名称・連絡先であること

また、以下の状況のいずれかに該当する場合、規定に従い明記すること

- * 法的責任を独自に引き受ける会社あるいはその子会社は、それぞれの名称・連絡先
- * 法的責任を独自に引き受けることができない会社の支社あるいは生産基地は、会社および支社あるいは生産基地の名称・連絡先、あるいは会社の名称・連絡先のみ
- * 委託を受け製造加工して、対外販売を担当しない場合、委託企業の名称・連絡先；生産許可証管理を実施する食品について、委託企業がその委託した食品の生産許可証を有する場合、委託企業の名称・連絡先と委託を受けた企業の名称、あるいは委託企業の名称・連絡先のみ
- * ばら売り食品にばら売り者の名称・連絡先および「ばら売り」の文字

（4）製造年月日と消費期限（9条）

食品の消費期限と保存条件とが関係があるとき、特定の保存条件を表示する。アルコールの含有量が10%以上の酒類、酢、食用塩、固体食用糖類の場合、消費期限の表示は免除できる。製造年月日の表示方法は国家基準の規定に従うか、「年、月、日」で表示する。

（5）内容量（10条）

定量包装食品の表示には内容量を表示しなければならない。固体、液体の2種類の物質を含有する食品は、内容量以外、固形物の含有量を表示しなければならない。内容量は食品の名称と同一の展示ページで表示しなければならない。その表示は、「定量包装商品計量監督管理方法」規定と合致しなければならない。

（6）原材料・食品添加物（11条）

原材料は、食品を生産加工するときの含有量の重い順で表示しなければならない。

食品に、甘味料、防腐剤、着色料を添加する場合、食品添加物欄に具体的な名称を表示しなければならない。その他の食品添加物を使用する場合、具体的な名称、種類あるいは「食品添加物分類と番号規定（GB/T 12493）」による番号を表示しなければならない

い。

(7) 食品表示の禁止内容 (18 条)

食品表示に、①疾病の予防、治療作用の明示あるいは暗示、②保健食品ではない食品の保健作用の明示あるいは暗示、③欺瞞あるいは誘引で食品の説明あるいは紹介、④根拠の証明できない製品説明書の添付、⑤民族習俗を尊重しない文字あるいは図案の使用、そして差別的な描写、⑥表示に国旗、国章あるいは人民紙幣の使用などの内容の表示を禁止する。

(8) 食品表示違法行為の禁止 (19 条)

①製造年月日あるいは賞味期限の偽造・虚偽表示、②食品原産地の偽造、その他の製造者の名称・連絡先の偽造・盗用、③生産許可証マークおよび番号の偽造・盗用・変造、④法律、法規で禁止されるその他の行為を食品表示違法行為として禁止する。

(9) その他の事項

- * 原産地：食品の原産地は、行政区分によって市級地域まで表示する (7 条)。
- * 製造標準号：食品に国家基準、業界基準あるいは地方基準あるいは登録した企業基準の番号を表示する (12 条)
- * 品質等級・加工技術：食品に品質等級と加工技術の表示を記載する場合、それを明示する (13 条)
- * 製造許可証番号：製造許可証管理の対象食品には製造許可証番号および QS マークを表示する。製造加工を委託する企業が製造許可証を有する場合、委託企業あるいは委託を受けた企業の製造許可証番号を表示する (14 条)
- * 警告表示：非食用製品が混装され、誤食、不当使用、あるいは人身傷害が起りやすい場合、表示に警告表示あるいは警告説明を記載する (15 条)
- * 栄養量・エネルギー：食品はその名称あるいは説明に「栄養」「強化」文字がある場合、国家基準の関係規定によって、当該食品の栄養量とエネルギー、そして国家基準と合致する定量標識を表示する (17 条)

2 食品表示の形式

- * 食品表示は食品あるいはその包装と分けてはいけない (20 条)
- * 食品表示は、最小販売単位の食品あるいはその包装に記載する (21 条)
- * ひとつの販売ユニットの包装に、種類が多様で独立包装が多い食品は、独立に包装される食品ごとに、本規定の規定によって表示する。販売ユニットの外部包装を通して、各独立包装食品の全てあるいは一部の強制表示内容がはっきり見えない場合、販売ユニットの外部包装にも表示する。ただし、外部包装が開けやすく識別しやすい場合を除く。販売ユニットの外部包装を通して、各独立包装食品の全てあるいは一部の強制表示内容が明確に見える場合、外部包装で内容を重複して表示しなくてよい (22 条)。
- * 食品表示は明確に見やすくするため、表示の色と下色を補色で使うこと (23 条)。
- * 表示は中国語で表示すること (但し、登録商標の場合を除く)；中国語の対応関係があるピンインと少数民族の文字、外国語も同時に使え、その外国語の大きさは相応の漢字より大きくしてはいけない (但し、登録商標の場合を除く) (24 条)。
- * 食品あるいはその包装の最大表面積が 20cm² より大きな場合、強制表示内容の文字・記号・数字の高さは 1.8mm より小さくしてはいけない。食品あるいはその包装の最大表面積が 10cm² を下回る場合は、食品名称、製造者名称・連絡先、内容量、および製造年月日と賞味期限を記載する。但し、法律、行政法規規定に要求される場合、その規定によって表示する (25 条)

3 執行機関

国家品質監督検査検疫総局はその職権範囲内で全国の食品表示の監督管理を担当する。県級以上の地方品質監督検査検疫機関は、その職権範囲内で本行政地域の食品表示の監督管理を担当する (4 条)。そして、輸出入食品表示の管理は、輸出入検査検疫機関が国家

品質監督検査檢疫総局の關係規定によって執行する (41 条)。

4 法的責任

(1) 行政措置

本規定は、各違反行為に対して、以下のとおり罰則を細かく定める。

食品あるいはその包装に表示がない場合、限定期間に改正を命じ、1 万円の罰金を科する (26 条)。規定に従う内容を表示しない場合、限定期間に是正を命じる。期間を超えて是正しない場合、5000 元以上 1 万元以下の罰金を科する (27 条)。製造年月日、消費期限、警告表示あるいは中国語での警告説明を表示しない場合、製品品質法 54 条によって処罰する (28 条)。内容量を表示しない場合、定量包装食品計量監督管理方法の規定によって処罰する (29 条)。生産許可証管理の対象食品に、生産許可証番号とマークを表示しない場合、工業製品生産許可証管理条例 47 条の規定によって処罰する。生産許可証番号とマークを偽造・盗用・変造する場合、工業製品生産許可証管理条例 51 条の規定によって処罰する (30 条)。食品の栄養量・エネルギー・定量標識を表示しない場合、限定期間に是正を命じる。期間を超えて改正しない場合、5000 元以下の罰金を科する (31 条)。食品表示に禁止内容を表示した場合、限定期間に是正を命じる。期間を超えて是正しない場合、5000 元以下の罰金を科する (32 条)。食品の製造年月日と賞味期限を偽造あるいは虚偽表示した場合、限定期間に是正を命じ、5000 元以上 1 万元以下の罰金を科する。状況が重くて、損害をもたらした場合、関係法律・行政法規の規定によって処罰する (33 条)。食品の原産地を偽造、他の製造者の名称・連絡先を偽造あるいは盗用する場合、製品品質法 53 条によって処罰する (34 条)。同規定 20 条に違反して、食品表示を食品とその包装を分離する場合、限定期間内に是正を命じ、5000 元の罰金を科する (35 条)。同規定に定めた表示形式の規定に違反する場合、限定期間内に是正を命じ、5000 元の罰金を科する

(36 条)。食品表示の監督管理を担当する役員は、職責を履行せず、職権を濫用して違法行為をかばう場合には、法律によって行政処分を科する (38 条)。

(2) 刑事措置

食品表示の監督管理を担当する役員は、職責を履行せず、職権を濫用して違法行為をかばって、犯罪にいたる場合には、刑事責任を追及する (38 条)。

三 食品広告公布暫定規定

食品広告公布暫定規定は、1996 年 12 月 30 日に国家工商行政管理局により公布され、そして 1998 年 12 月 3 日に改正された。同規定の適用範囲は普通食品、保健食品、新資源食品と特殊栄養食品の広告である (2 条)。同規定にいう「保健食品」とは、特定の保健効用があり、特定の対象に適して、有機体の機能が調節でき、疾病の治療を目的とさない食品のことである。同規定にいう「新資源食品」とは、中国で新しく開発、新しく発見、新しく導入した食用習慣のない、あるいは一部の地区のみで食用習慣のある、食品の基本要求を満たす食品である。同規定にいう「特殊栄養食品」とは、食品の天然栄養素の成分と含有量の割合を変えることによって、ある特殊対象に需要される栄養に適している食品である (2 条)。

1 規制の概要

(1) 食品広告の基本要素

同規定 3 条には、「食品広告は、真実で合法的で科学的で正確で、消費者を欺瞞あるいは誘引してはならない」と定める。「食品衛生法」で生産・経営が禁止されている食品、および国家の食品衛生に関する規定に違反する食品の広告公布を禁止する (4 条)。

(2) 食品広告内容の禁止

食品広告公布暫定規定によって、食品広告の下記内容は禁止される。

- ①絶対化の言語あるいは表示の使用 (6 条)
- ②治療効果の宣伝 (7 条)
- ③母乳に取って代わることができるとの表示

(8条)

医療機関、医者の名義或いはイメージの使用(9条)

④保健食品は他の保健食品あるいは薬品の効果との比較(10・11条)

⑤非保健食品広告については保健効能の宣伝(13条)

⑥普通食品の広告については特殊食品の成分が含有することの宣伝(14条)

2 法的責任

同規定に違反して広告を掲載した場合、「広告法」の規定によって処罰する。「広告法」に具体的な罰則がないとき、広告監督管理機関によって掲載の停止を命じ、状況の重さによって違法所得3倍以下の罰金を課する(但し、最高は3万元を超えてはいけない)。違法所得がない場合、1万元以下の罰金を課する(15条)。

四 その他の食品表示に関する規制

1 保健食品管理規定

「保健食品管理規定」は、保健食品の監督管理、保健食品品質の保証を強化するため、1996年6月1日に施行されたものである。同規定は、主に保健食品品質に関する規定であるが、保健食品の広告管理と関係がある規制も多くある。例えば第21条では、保健食品表示と説明書の内容について下記項目の記載を要求する。①保健作用の適用対象、②用法・用量、③貯蔵方法、④効果成分の名称と含有量(現有の技術条件で、効果成分を明確にすることができなかった場合、保健効能と関係のある原料の名称)、⑤保健食品許可番号、⑥保健食品マーク、⑦関連標準また規定で要求されるその他の表示内容。また、全治できるような暗示的な宣伝、封建的迷信を利用する宣伝、衛生部門の審査許可の食品の保健食品の名義での宣伝を禁止する(23・24・25条)。

保健食品の名称、表示および説明書が同規定に違反する場合、県級以上の人民政府衛生行政機関によって食品衛生法45条の定め

より処罰する(29条)。保健食品広告に治療効果の宣伝あるいは封建的迷信を利用して宣伝する場合、工商行政管理局と衛生機関は「食品広告暫定規定」の規定によって処罰する(30条)。

2 新資源食品管理規定

「新資源食品管理規定」は2007年12月1日から施行された。同規定は、主に新資源食品の申請、安全性評価の審査許可、生産経営管理、衛生監督などの内容を含む。遺伝子組換え食品を含む新資源食品の表示について、同規定22条では、新資源食品の治療効果および特定の保健効能の宣伝あるいは暗示を禁止する。「新資源食品管理規定」は新資源食品の広告管理の重要な根拠ともなる¹¹。しかし、新資源食品表示の違反行為に関する法的責任の定めはない。

3 農業遺伝子組換え生物表示管理規定

2002年3月20日から施行された「農業遺伝子組換え生物表示管理規定」によって、安全性審査済みの食品は、①大豆の種、大豆、大豆粉、大豆油、大豆粕、②トウモロコシの種、トウモロコシ、トウモロコシ油、トウモロコシ粉、③油菜の種、油菜の実、油菜の實の粕、④綿の種、⑤トマトの種、新鮮トマト、ケチャップの5種類である。遺伝子組換え食品表示の内容について、「農業遺伝子組換え生物表示管理規則」に基づいて、遺伝子組換え食品の表示が要求されている：動植物、微生物あるいは製品原材料の種、農薬、獣薬、肥料、添加剤に遺伝子組換えがある食品に、「遺伝子組換え」を表示する。遺伝子組換え農産物の直接加工品の場合、「遺伝子組換え〇〇加工品(製品)」あるいは「加工原材料は遺伝子組換え〇〇である」と表示する。遺伝子組換え材料を使って加工されたが、最終製品に遺伝子組換え成分が検出できない食品は、「遺伝子組換え〇〇から加工されたが、本製品には遺伝子組換え成分を含まない」あるいは、「加工原材料には遺伝子組換え〇〇があったが、本製品には遺伝子組換え成分は含まない」と表示する。

第三章 中国の食品表示規制法の特徴

第一節 食品表示規制法の特徴

中国の各食品表示規制法がどのような規制を行っているかを整理すると、表2のとおりであり、食品表示規制法のすべてが食品の虚偽・誇大表示を禁止していることが分る。

第二節 表示項目別にみた中国食品表示規制法の特徴

(一) 食品添加物

日本の食品表示で物質名と用途名併記が定められているものは8添加物¹³⁾であるに対して、中国では、甘味料、防腐剤、着色料の3添加物だけである。それ以外の添加物については、用途名か物質名のどちらかを表示することになる。しかし、中国では、食品添加物の情報処理と情報交換をデータ化するため、その用途名を表示した後に、括弧付きで「食品添加物分類と番号規定（GB/T

12493）」による番号を表示することを要求されている。例えば、ある食品に、ウコン、アルラ レッド AC、ローゼルが添加される場合、着色剤（102）、着色剤（012）、着色剤（125）と表示する。

(二) アレルギー物質

日本では、食物アレルギーの発症を防ぐため、食品衛生法に基づいて厚生労働省がアレルギー物質を含む食品として表示を義務付けている。だが中国ではこのような義務付けはなされていない。ただし中国では、アメリカ向けの水産物については、アメリカFDAの要求によって、アレルギー物質の管理を実施している¹³⁾。

(三) 製品標準番号

日本にはないが、中国では、食品に製品標準番号の表示が義務づけられている。製品標準番号とは、製品ごとに国家・業界・地方政府・企業が定める基準に合致していることを証明する番号である。「国家基準管理方法」の規定により、標準番号は、中国語ピンインの大文字のアルファベットからなり、例えば、国の強制執行基準による番号はGB、国の推

表2 食品表示に関する法規別規制項目

規制項目 法律・規制		虚偽・誇大表示	名称・規格・内容量	製造者名称・所在地	製造年月日	製造許可番号	製品標準番号	使用期限	原材料	原産地	保存方法	添加物	等級・認証マーク	警告表示	栄養量
法律	食品安全法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	製品品質法	○	○	○	○	—	—	○	—	○	—	—	○	○	—
	広告法	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—
	反不正当竞争法	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
規定	食品表示法管理規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○
	製品表示記載規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—
	食品広告公布暫定規定	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 製造標準番号とは、製品ごとに国家・業界・地方政府・企業が定める基準に合致していることを証明する番号である。

薦執行基準による番号はGB/T、また、業界基準で商業の場合はSB、同軽工業の場合はQB、地方基準の場合はDBがある¹⁴。製品標準番号は、標準番号、標準公布の順序番号、標準公布の年号からなる。

第三節 執行機関の特徴

日本では、2003年に内閣府に食品安全委員会が設置され、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っている¹⁵。しかし、中国にはこのような組織は設置されていない。また、2008年度に広域で重大な事案の発生に応じて機動的に調査をする「表示・規格特別調査官」（通称「食品表示特別Gメン」）が新たに設置された¹⁶。しかし、中国ではこのような仕組みは導入されていない。さらに、国民生活の身近なところで相次いで大きな不安をもたらす問題を解決するため、日本では2009年9月に消費者庁が設置された。消費者庁には、公正取引委員会から景品表示法が全面的に移管されたのを始め、農林水産省から「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の表示基準の企画立案・執行が消費者庁に移管され、厚生労働省から「食品衛生法」「健康増進法」の表示基準の企画立案・執行が消費者庁に移管され、商品及びサービスの消費者による自主的かつ合理的選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行う。しかし、中国の執行機関はこのように整備されていない。

第四節 罰則の特徴

違反行為に対して、日本では、裁判によって罰金を課するが、中国では、裁判所のほか、工商行政管理局をはじめとする行政機関によって罰金を課することもできる。

そして日本では、法人に対する刑事罰が規

定されている（両罰規定）が、中国では法人に対して刑事罰が課されることはない。

終りに

中国の食品表示規制法を日本のそれと比較すると、中国の食品表示規制法は、日本よりも整備が遅れているということである。例えば、食品のアレルギー物質表示について規制する法律はないし、遺伝子組換え食品表示について、加工原材料として使われる場合、表示することを要求されないのが、現在、市場に流通しているビスケット、乳幼児ミルク、清涼飲料水などの食品は、遺伝子組換え成分が入っていても表示する必要はないし、さらに、最近話題になっているクローン食品について、アメリカFDAが部分のクローン食品の安全性を認定して、受精卵クローン牛肉も市販されているが、中国では、クローン食品は産業化されるまでまた時間がかかるとの判断で基準の制定は当分行われない見込みである¹⁷。中国の消費者は、自分の選んだ食品は本当に安心できるかどうかが相変わらず疑問を抱えたままである。

中国の食品表示規制法の整備は、まだまだ大きな課題が残されている。今後、先進国の食品表示規制法を見習って、法規制を強化する必要がある。

註

- 1 国民生活センター編『表示規制法概説』（鈴木深雪執筆）日本評論社1979.7 1頁
- 2 同注1 5～6頁
- 3 同注1 5頁
- 4 同注1 10頁
- 5 鈴木深雪「食品表示の適正化への課題」『法律のひろば』2009.3 5頁
- 6 石井慎太郎「食品衛生法における食品表示」『法律のひろば』2009.3 18頁
- 7 奇異な名称とは、通常と異なる命名方法により、使用者、消費者にとって理解しにくい、識別困難な製品の名称である（製品表示記載規定25条1項）。
- 8 商標名とは、製品の商標によって命名され

- た製品名である（製品表示記載規定 25 条 2 項）。
- 9 輸入品の原産地は、「中華人民共和国税関輸入貨物原産地に関する暫定規定」に基づき確定する。
 - 11 宋玉書・張曉東 【広告管理規則】 中南大学出版社 190 頁
 - 12 ①甘味料、合成甘味料、人工甘味料、②着色料、合成着色料、③保存料、合成保存料、④増粘剤、安定剤、ゲル化剤、糊料、⑤酸化防止剤、⑥発色剤、⑦漂白剤、⑧防かび剤、防ばい剤
 - 13 張静「食品アレルギー物質 —食品安全分野の新しい動き—」 中国品質新聞網 2009.3.29 <http://www.cqn.com.cn/news/zgjyjj/255171.html>
 - 14 食品基準は、ウェブで公開されているので、具体的には <http://down.foodmate.net/standard/> をご参照ください。
 - 15 食品安全委員会の概要と構成 食品安全委員会の公式サイトより
 - 16 農林水産省消費・安全局食品表示・規格監視室 「農林水産省における食品表示偽装に対する取組」『法律のひろば』 2009.3 15 頁
 - 17 姚青「クローン食品、いったい食べられるかどうか？」 39 健康網 2008.3.14 <http://news.39.net/mtpl/083/14/277605.html>